

紫波町教育委員会埋蔵文化財発掘調査作業員（会計年度任用職員）登録案内

令和5年5月以降に任用予定の紫波町教育委員会埋蔵文化財発掘調査作業員（会計年度任用職員）について、以下のとおり登録の受付を行います。

なお、登録者の中から必要に応じて選考を行い任用することから、必ずしも任用されるものではありませんのでご了承ください。

1 登録募集職種等

職種	職務内容	主な勤務場所	必要資格等
埋蔵文化財発掘調査作業員	埋蔵文化財発掘調査作業	紫波町内	なし

2 登録方法

「埋蔵文化財発掘調査作業員（会計年度任用職員）登録申込書」に必要事項を記入し、写真を貼付の上、「8 書類提出先・問合せ先」に本人が持参してください。持参時に面接を実施するため、事前に電話連絡をお願いします。郵送での提出は受け付けません。

3 登録受付期間

随時登録を受付しています。

4 応募資格

健康で体力があり、歴史や埋蔵文化財に興味のある方。

次のいずれかに該当する人は申し込むことはできません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 勤務条件

- (1) 任用期間 原則1箇月未満で任用します。
(勤務実績等により、改めて任用する場合があります。)
- (2) 任用時期 任用時期は、発掘調査の状況に応じて不定期となります。任用とならない場合には、特に通知等はありません。
- (3) 給料
 - (A) 経験年数5年以上
屋外作業 時間給 1,201 円 屋内作業 時間給 1,133 円
 - (B) 経験年数3年以上5年未満
屋外作業 時間給 1,124 円 屋内作業 時間給 1,063 円
 - (C) 経験年数3年未満
屋外作業 時間給 1,055 円 屋内作業 時間給 1,001 円

- | | |
|-------------|---|
| (4)勤務日及び時間等 | 勤務日は、原則として毎週月曜日から金曜日までの5日間とします。
勤務時間は、1日6時間で、原則として次のとおりとなります。
午前9時から午後4時まで（休憩時間60分含む） |
| (5)休日等 | 週休日は、原則として毎週、土曜日・日曜日とします。
休日は、国民の祝日に関する法律に規定する日及び年末年始とします。 |
| (6)加入保険 | 労災保険 |

6 選考方法

発掘調査等により任用の必要が生じた場合に、登録申込書の内容で書類選考を行い任用します。

7 その他

- (1) 地方公務員法上の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (2) 提出書類は、一切お返しいたしません。

8 書類提出先・問合せ先

〒028-3392 紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1

紫波町教育委員会事務局 生涯学習課 歴史文化係

電話 019-672-2111（内線 3121）